

日本銀行 政策委員会月報

令和3年6月



第859号

- ※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行 作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などを ご覧頂けます。
 - ・ホームページアドレス https://www.boj.or.jp/
- ※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合(引用は 含まれません)は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。 引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1.	政策委員会委員の就任1
2.	議決事項
	(1) 金融政策決定会合関係2
	◆金融市場調節方針の決定に関する件(6月17・18日)·············2
	◆資産買入れ方針の決定に関する件(6月17・18日) ······· 3
	◆「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション 基本要領」の一部改正等の決定に関する件(6月17・18日) 4
	◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件(6月17・ 18日) ····································
	◆金融政策決定会合の議事要旨(2021年4月26、27日開催分)に 関する件(6月17・18日) ····································
	(2) 通常会合関係16
	◆参与の推薦に関する件(5月25日)······16
	◆「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件 (6月4日) ····································
	◆参与の推薦に関する件(6月15日)······19
	◆政策委員会月報(令和3年5月)に関する件(6月25日)20
3.	報告事項 ············ 21

1. 政策委員会委員の就任

令和3年6月30日、中川 順子が政策委員会審議委員に就任した^{注)}。

中川 順子 新審議委員の紹介



昭和40年7月26日生 出身地 奈良県

昭和 63年 3月	神戸大学文学部卒業
4月	野村證券(株)入社
平成 13年 7月	野村證券(株)財務部 フィナンシャル・プランニング課長
16年 3月	野村證券(株)退社
20年 4月	野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー(株)代表取締役社長
22年 6月	野村ホールディングス(株)マネージング・ディレクター (Co-Deputy CFO)
23年 4月	野村ホールディングス(株)執行役 財務統括責任者
25年 4月	野村ホールディングス(株)執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当
29年 4月	野村アセットマネジメント(株)執行役専務兼チーフ・リスク・ オフィサー(CRO)
31年 4月	野村アセットマネジメント(株)CEO兼代表取締役社長 野村ホールディングス(株)執行役 アセット・マネジメント部門長
令和 3年 4月	野村アセットマネジメント(株)取締役会長
6月 30日	日本銀行政策委員会審議委員

注) 令和3年6月29日に政井貴子審議委員が任期満了により退任しました。

2. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件(6月17・18日)

本委員会は、令和3年6月17・18日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

- 1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
- 2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

◆資産買入れ方針の決定に関する件(6月17・18日)

本委員会は、令和3年6月17・18日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

- 1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に 相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
- 2. CP等、社債等については、2022年3月末までの間、合計で約20兆円の残高 を上限に、買入れを行う。

◆「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション 基本要領」の一部改正等の決定に関する件(6月17・18日)

本委員会は、令和3年6月17・18日の金融政策決定会合において、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き、企業等の資金繰りを支援していく観点から、下記の諸措置を講ずることを決定した^{注1)}。

記

- 1. 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」 (令和2年3月16日決定) を別紙1.のとおり一部改正すること。
- 2. 「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応 金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」(令和2年4月27日決定)を 別紙2.のとおり一部改正すること。
- 3. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」(平成25年4月4日決定)を別紙3.のとおり一部改正すること。
- 4. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日決定)を別紙4.のとおり一部変更すること。
- 5. 「日本銀行業務方法書中一部変更」(令和2年4月27日決定) を別紙5.のとおり一部変更すること。

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

別紙1.

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」中 一部改正

- 9. を横線のとおり改める。
 - 9. 貸付受付期間

令和34年93月3031日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和<u>34年93</u>月<u>3031</u>日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙2.

「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応 金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、総裁が別に定める日から実施し、令和34年93月303 1日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」中一部改正

- 附則2.から4.までを横線のとおり改める。
 - 2. 社債等の買入対象は、令和<u>34</u>年<u>93</u>月<u>3031</u>日までの間、基本要 領4. (6) および (7) の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりと する。

- 3. 一発行体当りの買入残高の上限は、令和34年93月3031日までの間、基本要領5. の規定にかかわらず、CP等については5,000億円、社債等については3,000億円とする。ただし、買入れの時点において、買入残高が買入毎に本行が別に定める時点における一発行体の総発行残高に占める割合が、CP等については5割、社債等については3割を超えているものは、買入対象から除外する。
- 4. 一発行体当りの買入残高の上限は、CP等については令和34年10 4月1日から令和45年93月3031日までの間、社債等については 令和34年104月1日から令和89年93月3031日までの間、金 融調節の円滑な遂行の観点から必要と認める場合には、基本要領5. の 規定にかかわらず、3. 本文またはただし書きに規定する水準から基本 要領5. 本文またはただし書きに規定する水準までの範囲内において決 定し得るものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

○ 附則第十条を横線のとおり改める。

(コマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入れに係る時限措置)

- 第十条 発行体別の買入れの残高は、令和三四年九三月三十三十一日までの間、第十六条第四号の規定にかかわらず、コマーシャル・ペーパー等については五千億円、社債等については三千億円を上限とする。ただし、買入れの時点において、買入残高が買入れ毎に当銀行が適当と認める時点における一発行体の総発行残高に占める割合が、コマーシャル・ペーパー等については五割、社債等については三割を超えているものについては、買入対象から除外する。
- 2 発行体別の買入れの残高は、コマーシャル・ペーパー等については令和三四年十四月一日から令和四五年九三月三十三十一日までの間、社債等については令和三四年十四月一日から令和八九年九三月三十三十一日までの間、金融調節の円滑な遂行の観点から必要と認める場合には、第十六条第四号の規定にかかわらず、第一項本文又はただし書に規定する水準から第十六条第四号本文又はただし書に規定する水準までの範囲内において上限を決定し得るものとする。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

別紙5.

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

- 1. この業務方法書の一部変更は、本日から実施し、令和34年93月 3031日限り、その効力を失う。
- 2. 略 (不変)

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件(6月17・ 18日)

本委員会は、令和3年6月17·18日の金融政策決定会合において、当面の金融 政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

別紙

2021年6月18日 日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

- 1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。
- (1) 新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの延長(賛成8棄権1)(注1)

企業等の資金繰りは、一頃より改善しているが、新型コロナウイルス感染症の 影響からストレスのかかる状況が続くとみられる。こうした情勢を踏まえ、引き 続き、企業等の資金繰りを支援していく観点から、新型コロナ対応資金繰り支援 特別プログラムについて、期限を2022年3月末まで半年間延長する。

(2) 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)(賛成7反対1棄権1)(注2) 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を 適用する。

長期金利: 10 年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な 金額の長期国債の買入れを行う。

(3) 資産買入れ方針(賛成8棄権1)^(注1)

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

- ①ETFおよびJーREITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
- ②CP等、社債等については、2022年3月末までの間、合計で約20兆円の残高を上限に、買入れを行う。
- 2. わが国の景気は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。海外経済は、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じてみれば回復している。そうしたもとで、輸出や鉱工業生産は着実な増加を続けている。また、企業収益や業況感は全体として改善している。

設備投資は、一部業種に弱さがみられるものの、持ち直している。雇用・所得環境をみると、感染症の影響から、弱い動きが続いている。個人消費は、飲食・宿泊等のサービス消費における下押し圧力が強く、足踏み状態となっている。住宅投資は下げ止まっている。公共投資は緩やかな増加を続けている。わが国の金融環境は、企業の資金繰りに厳しさがみられるものの、全体として緩和した状態にある。物価面では、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、感染症や携帯電話通信料の引き下げの影響がみられる一方、エネルギー価格は上昇しており、足もとでは0%程度となっている。また、予想物価上昇率は、横ばい圏内で推移している。

- 3. 先行きのわが国経済を展望すると、当面の経済活動の水準は、対面型サービス部門を中心に、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて低めで推移するものの、感染症の影響が徐々に和らいでいくもとで、外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果にも支えられて、回復していくとみられる。その後、感染症の影響が収束していけば、所得から支出への前向きの循環メカニズムが強まるもとで、わが国経済はさらに成長を続けると予想される。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、目先、0%程度で推移すると予想される。その後、経済の改善が続くことや、エネルギー価格の上昇、携帯電話通信料の引き下げの影響剥落などから、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、徐々に上昇率を高めていくと考えられる。
- 4. リスク要因としては、新型コロナウイルス感染症の帰趨や、それが内外経済に与える影響といった点について、不確実性が大きい。さらに、感染症の影響が収束するまでの間、企業や家計の中長期的な成長期待が大きく低下せず、また、金融システムの安定性が維持されるもとで金融仲介機能が円滑に発揮されるかについても注意が必要である。
- 5. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

引き続き、①新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム、②国債買入れやドルオペなどによる円貨および外貨の上限を設けない潤沢な供給、③それぞれ約12兆円および約1,800億円の年間増加ペースの上限のもとでのETFおよびJーREITの買入れにより、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めていく。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している (注3)。

6. 気候変動問題は、中長期的に、経済・物価・金融情勢にきわめて大きな影響を及ぼしうる。日本銀行としては、中央銀行の立場から民間における気候変動への対応を支援していくことは、長い目でみたマクロ経済の安定に資するものと考えている。その際、金融政策面での対応に当たっては、市場中立性に配慮しながら行うことが重要である。こうした観点から、日本銀行は、気候変動関連分野での民間金融機関の多様な取り組みを支援するため、金融機関が自らの判断に基づき取り組む気候変動対応投融資をバックファイナンスする新たな資金供給の仕組みを導入することが適当と判断した。この新たな仕組みは、成長基盤強化支援資金供給制度の後継と位置付けるが(同制度の新規貸付は現在の期限である 2022 年6月をもって終了)、同制度の終了を待たずに、年内を目途に実施する。なお、その骨子素案を、7月の金融政策決定会合で公表する予定である。

⁽注1) 賛成:黒田委員、雨宮委員、若田部委員、鈴木委員、片岡委員、安達委員、中村委員、野口 委員。棄権:政井委員。なお、政井委員は、本公表文の採決についても、棄権した。

⁽注2) 賛成:黒田委員、雨宮委員、若田部委員、鈴木委員、安達委員、中村委員、野口委員。反対: 片岡委員。棄権:政井委員。片岡委員は、コロナ後を見据えた企業の前向きな設備投資を後押しする観点から、長短金利を引き下げることで、金融緩和をより強化することが望ましいとして反対した。

⁽注3) 片岡委員は、財政・金融政策の更なる連携が必要であり、日本銀行としては、政策金利のフォワードガイダンスを、物価目標と関連付けたものに修正することが適当であるとして反対した。

◆金融政策決定会合の議事要旨(2021年4月26、27日開催分)に 関する件(6月17・18日)

本委員会は、令和3年6月17・18日の金融政策決定会合において、金融政策決 定会合の議事要旨(2021年4月26、27日開催分)^{注2)}を承認した。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください(6月23日公表)。

(2) 通常会合関係-

◆参与の推薦に関する件(5月25日)

本委員会は、令和3年5月25日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務 大臣に対し、森田 敏夫 氏および髙島 誠 氏を参与に推薦することを決定した^{注3)} (7月1日、財務大臣より任命)。

注3) 本件は、本委員会で5月中に決定したものですが、財務大臣による任命後に発刊さ れる月報に掲載する扱いとしました。

◆「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件(6月 4日)

本委員会は、令和3年6月4日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づき、「通貨及び金融の調節に関する報告書」の作成について決定した(なお、日本銀行は、6月22日、同報告書を財務大臣を経由して国会に提出した)。

同報告書は、令和2年10月~3年3月中に実施した金融政策運営等について記載したものであり、その構成は以下のとおりである^{注4)}。

要旨

- I. 経済及び金融の情勢
 - 1. 経済の情勢
 - (1) 国内実体経済
 - (2) 物価
 - (3) 海外経済
 - 2. 金融面の動向
 - (1) 国際金融市場
 - (2) 短期金融市場
 - (3) 債券市場
 - (4) 株式市場
 - (5) 外国為替市場
 - (6) 企業金融
 - (7) 量的金融指標
- Ⅱ. 金融政策運営及び金融政策手段
 - 1. 金融政策決定会合の開催実績
 - 2. 金融政策決定会合における検討・決定
 - (1) 概況
 - (2)「経済・物価情勢の展望 |

注4) 同報告書の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください(6 月22日公表)。

- (3) 金融経済情勢に関する検討
 - イ. 2年12月の会合
 - ロ. 3年3月の会合
- (4) より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検
- (5) 金融政策運営を巡る議論
 - イ. 感染症の影響への対応
 - ロ. 「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の継続
 - ハ. より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検
 - 二. 金融政策運営上の留意点
- (6) 金融政策手段に係る事項の決定又は変更
- 3. 金融市場調節の実施状況
- 4. 日本銀行のバランスシートの動き
- Ⅲ. 金融政策決定会合における決定の内容
 - 1. 金融政策運営に関する決定事項等
 - 2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更
 - 3. 金融政策決定会合議事要旨

参考計表・資料一覧

◆参与の推薦に関する件(6月15日)

本委員会は、令和3年6月15日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務 大臣に対し、十倉 雅和 氏を参与に推薦することを決定した(7月1日、財務大 臣より任命)。

◆政策委員会月報(令和3年5月)に関する件(6月25日)

本委員会は、令和3年6月25日、政策委員会月報(令和3年5月)を承認した。

3. 報告事項

- ●2021/3月末における本行バランスシートの状況(企画局)
- ●2020年度下期の本行システムの運行状況等(システム情報局)
- ●2020年度IT投資計画の実績等(システム情報局)
- ●金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告(金融機構局)
- ●令和2年度下期中の保有外貨資産の管理状況(国際局)
- ●令和2年度における国家公務員と比較した本行職員の給与水準 (ラスパイレス指数)(総務人事局)^{注)}

注) インターネット・ホームページをご参照ください (6月30日公表)。

令和3年7月16日

日本銀行政策委員会月報(第859号)

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長

中島健至

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1 電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。